

複写禁止

令7字土 第68号の175

令和8年2月24日

(株) ヒラタ

新川 勉 様

山口県知事

村岡 嗣政



一般建設業の許可について（通知）

令和8年1月29日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号 山口県知事許可（般－7）第15517号

許可の有効期間 令和8年3月10日から令和13年3月9日まで

建設業の種類

土木工事業
石工事業
舗装工事業
造園工事業
解体工事業

とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和13年2月7日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

LW010